

第1 審査会の結論

平成27年6月30日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成27年7月13日付けで宮崎県監査委員（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

「不開示決定処分を取り消しを求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 監査を実施するなかで監査調書で監査を実施していると思われるのに、その調書が作成されていないことが理解できない。書類の提出がなければ作成させ提出させるべきと思うので、改めて提出させて確認し再度開示して欲しい。
- (2) 平成26年度委員監査日程表によると、平成27年1月13日午前10時30分～11時30分に実施されているが、監査調書を作成することなく監査を受けることがあるのか疑問である。また、どのようにして事務監査が実施されたのか疑問に思うので、本当に事務監査が実施されたのか、報告書の開示を求めたい。
- (3) 「国土調査の原状回復」と称して委託料を〇〇円支払っているが、実際は「調査検討図」を作成しているので、目的を達していない「無駄な経費と無駄な人件費（県職員2人で行動）」を支出している。会計処理についても財務規則違反である。見積書や請求書（委託料金額算定表）の宛先が記載されてなく、日付もなく、手書きになっているのも不自然である。
- (4) 国土調査の「原状回復」よりも「道路台帳」に記載されている、県が設置している「キンチク垣根の中に設置されていた境界柱（標）」を、〇〇氏が述べている「買い戻しの為に設置している指標柱」の「原状回復」を実施すれば良いのではないかと思うが、県土木部としての考えはいかがか。
- (5) 「つじつま」の合わない「調査検討図」のような、県民の税金を使用しての無駄な経費を支出することは、納得がいかない。工事を実施した建設会社と依頼者は、各工程に関する写真等を保存した上で道路法第24条に基づく工事を実施していると思うので、「原状回復」を実施させることを要求する。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関が、理由説明書で主張している内容は、次のとおりである。

1 不開示決定に係る請求公文書について

- (1) 高岡土木事務所の平成26年度（平成26年12月3日事務局職員の監査及び平成27年1月13日の委員監査及び平成26年度末の事務局職員）で実施された時の監査調書（書面監査及び現場監査）で特に平成25年〇月〇日〇〇-〇〇で承認されている工事で道路法第24条に基づく工事承認基準及び事務処理した

とされている高岡土木事務所から提出された監査調書。

- (2) 平成26年12月26日に提出された原状回復と称して提出した「調査検討図」を提出されたが支出負担行為兼支出命令書に平成27年1月23日付で支出負担行為及び支出命令の内容が適正であることを確認すると記載がされている。目的は「県道敷地（県道田の平綾泉）国土調査復元測量業務委託」であるが、完成した書類は「調査検討図」である。上記には内容が適正であることを確認と記してあるが、目的は達していない無駄な経費が（〇〇円）支出されていることが違法であると思われる。監査委員及び監査事務局の職員はどの様に判断されたのかについての監査結果の講評（原状回復にはなっていないので確認を求める。）
- (3) 「調査検討図」について測量等について疑義があったので平成27年6月10日付で〇〇協会理事長宛てに質問したら、「宮崎県との契約に基づき業務を行っておりますので内容等については、ご回答ができない」と言われて、平成27年6月17日付で返送されたが、どのような内容で契約していたのか、監査事務局で調査のうえ開示を求める。
- (4) 平成27年〇月〇日付〇〇-〇〇で公文書不開示決定通知が届いたが、関連で道路法第24条の承認に関する法規に関して開示を求めたら、「開示請求に関わる公文書を保有及び作成していないため」と不開示となった。高岡土木事務所に請求したら開示があったが、監査事務局にはなかったのか。監査事務局の職員は、関連の法規は確認されないのか。

2 不開示とした理由について

第3の1(1)～(3)については、請求に係る公文書を保有していないため。1(4)については、開示請求には該当しないため。

3 異議申立ての理由について

- (1) 第3の1(1)について、異議申立人は、「監査調書で監査を実施していると思われるのに、その調書が作成されていないことが理解できない。監査調書の提出がなければ、改めて提出させて確認し再度開示せよ」と主張するが、高岡土木事務所の平成25年度事業を対象とした監査は実施しておらず、監査調書についても作成されていないことから、異議申立人の求める公文書は存在せず、異議申立人の主張には理由がない。
- (2) 第3の1(2)については、公文書不開示決定の時点で異議申立人の求める公文書は保有せず、異議申立人の主張には理由がない。
- (3) 第3の1(3)の契約書等については当事者が作成するものであり、監査事務局には存在せず、異議申立人の主張には理由がない。
- (4) 第3の1(4)については、監査事務局職員の関連法規確認の有無についての回答を求めるものであり、公文書開示請求には該当せず、異議申立人の主張には理由がない。

第4 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

| 年 月 日 | 審 議 の 経 過 |
|-------------|---|
| 平成27年11月20日 | 諮問を受けた。 |
| 平成27年12月1日 | 実施機関から本件決定に係る「理由説明書」を受け取った。 |
| / | 平成28年1月12日までに異議申立人から「理由説明書」に対する意見書の提出はなかった。 |
| 平成28年2月2日 | 諮問の審議を行った。 |
| 平成28年5月24日 | 諮問の審議を行った。 |

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のよう
に判断する。

1 監査調書について

監査調書は、監査事務局による監査が実施されるに際して、各所属から事前に監
査事務局に対して提出される公文書である。

2 高岡土木事務所に対する監査事務局の監査について

(1) 高岡土木事務所に対して行われた平成25年度の監査は、平成24年度の事務
事業（平成25年3月31日現在）に関する決算監査であり、事務局監査が平成
25年5月20日及び21日執行で、委員監査が平成25年6月10日執行であ
った。

(2) 同事務所に対して行われた平成26年度の監査は、平成26年度の事務事業（平
成26年10月31日現在）に関する現年監査であり、事務局監査が平成26年
12月3日及び4日執行で、委員監査が平成27年1月13日執行であった。

(3) 同事務所に対して行われた平成27年度の監査は、平成26年度の事務事業（平
成27年3月31日現在）に関する決算監査であり、事務局監査が平成27年6
月8日及び9日執行で、委員監査が平成27年6月30日執行であった。

3 本件決定に対する判断

(1) 第3の1(1)で異議申立人が開示請求しているのは、「道路法第24条に基づく
工事の承認事務（平成25年〇月〇日〇〇－〇〇で承認）に係る監査調書（高岡
土木事務所作成）」である。当審査会で確認したところ、高岡事務所については、
平成25年度の事務事業に関する監査は実施されていないため、実施機関が当該
監査調書を保有していないことについて不合理な点はない。

(2) 第3の1(2)で異議申立人が開示請求しているのは、平成27年1月〇日付けで

作成された支出負担行為兼支出命令書（以下「支出命令書」という）について、監査委員及び監査事務局の職員がどの様に判断したのか、「監査結果の講評」である。当審査会で確認したところ、当該支出命令書が策定された期間を対象とした監査は、平成27年6月に実施され、平成27年9月に監査報告書が作成されていることから不開示決定のあった平成27年7月時点では、異議申立人が求める公文書が存在していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

- (3) 第3の1(3)で異議申立人が開示請求しているのは、宮崎県と〇〇協会との契約書であり、当該公文書を実施機関が保有していないとしても不合理な点はない。
- (4) 第3の1(4)で異議申立人が開示請求しているのは、監査事務局職員が関連法規を確認したかどうかであり、公文書の開示を求めるものでない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。